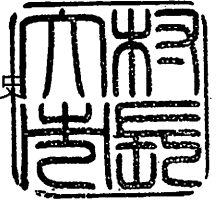


大市総第39号
平成29年6月19日

大村市議会議長 三浦 正司 様

大村市長 園 田 裕 史



議案の訂正について

平成29年6月12日提出の第33号議案について、下記のとおり訂正したので、大村市議会会議規則第19条第1項の規定により提出します。

記

- 1 件 名 第33号議案 大村市税条例及び大村市都市計画法条例の一部を改正する条例
- 2 訂正の内容 附則第1条ただし書を削る。
- 3 理 由 上記条例の一部の規定の施行日を都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行日としていたが、同法の施行日については「公布の日（平成29年5月12日）から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日」となっていたため、7月に入ってから施行を想定していたが、想定より早く、平成29年6月15日を施行日とする政令が6月14日に公布されたため。

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例（訂正前後対照表）

訂正後	訂正前
<p>附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>第2条～第5条 略</p>	<p>附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大村市税条例附則第10項の18を附則第10項の16とし、同項の次に2項を加える改正規定（附則第10項の18に係る部分に限る。）及び第2条中大村市都市計画税条例附則第3項を附則第2項とし、同項の次に2項を加える改正規定（附則第4項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。</p> <p>第2条～第5条 略</p>